

独立行政法人農業者大学校の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期計画に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成16年度の総合評価がA評価であったこと等をふまえ、役員報酬の増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

理事長 俸給月額を0.3%引き下げ、期末特別手当の支給割合を0.05月分引き上げた。

理事(非常勤)
監事(非常勤) 俸給月額を0.3%引き下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 13,152	千円 9,312	千円 2,686	千円 931 (調整手当) 223 (通勤手当)	4月1日 1名	3月31日 1名
理事 (0人)	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()		
理事 (非常勤) (1人)	千円 347	千円 347	千円	千円 ()	4月1日 1名	3月31日 1名
監事 (0人)	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2人)	千円 694	千円 694	千円	千円 ()	4月1日 1名	3月31日 2名

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要
理事長	千円 4,661	年 4	月 0 17.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績助案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。なお、当該支給額(総額)には、業績助案率導入以前の期間に係る分として一部支給された(3,205千円、16年度支給済)が含まれている。
理事A	千円 2,069	年 2	月 0 17.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績助案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。なお、当該支給額(総額)には、業績助案率導入以前の期間に係る分として一部支給された(776千円、16年度支給済)が含まれている。

注:業績助案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積の範囲内で人件費を管理している。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条第3項に基づき、一般職の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積その他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容	
俸給	普通昇給	現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。
	特別昇給	職員の勤務評定の結果上位の段階に決定されかつ、執務に関連してみられた職員の性格、能力及び適正が優秀である場合等には、年度計画人員の15%を超えない範囲内で特別昇給させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	職員の勤務成績に応じ、145/100(特定幹部職員にあっては、185/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。	

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- (1)すべての級の俸給月額について引き下げ。(平均改定率 0.3%)
- (2)配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引き下げ(月額13,500円 13,000円)
- (3)賞与の年間支給月数を0.05月分引き上げ。(4.4月 4.45月)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	37人	42.9歳	6,952千円	5,068千円	128千円	1,884千円
事務・技術	35人	42.5歳	7,014千円	5,111千円	131千円	1,903千円
技術専門職員	2人	-歳	-千円	-千円	-千円	-千円

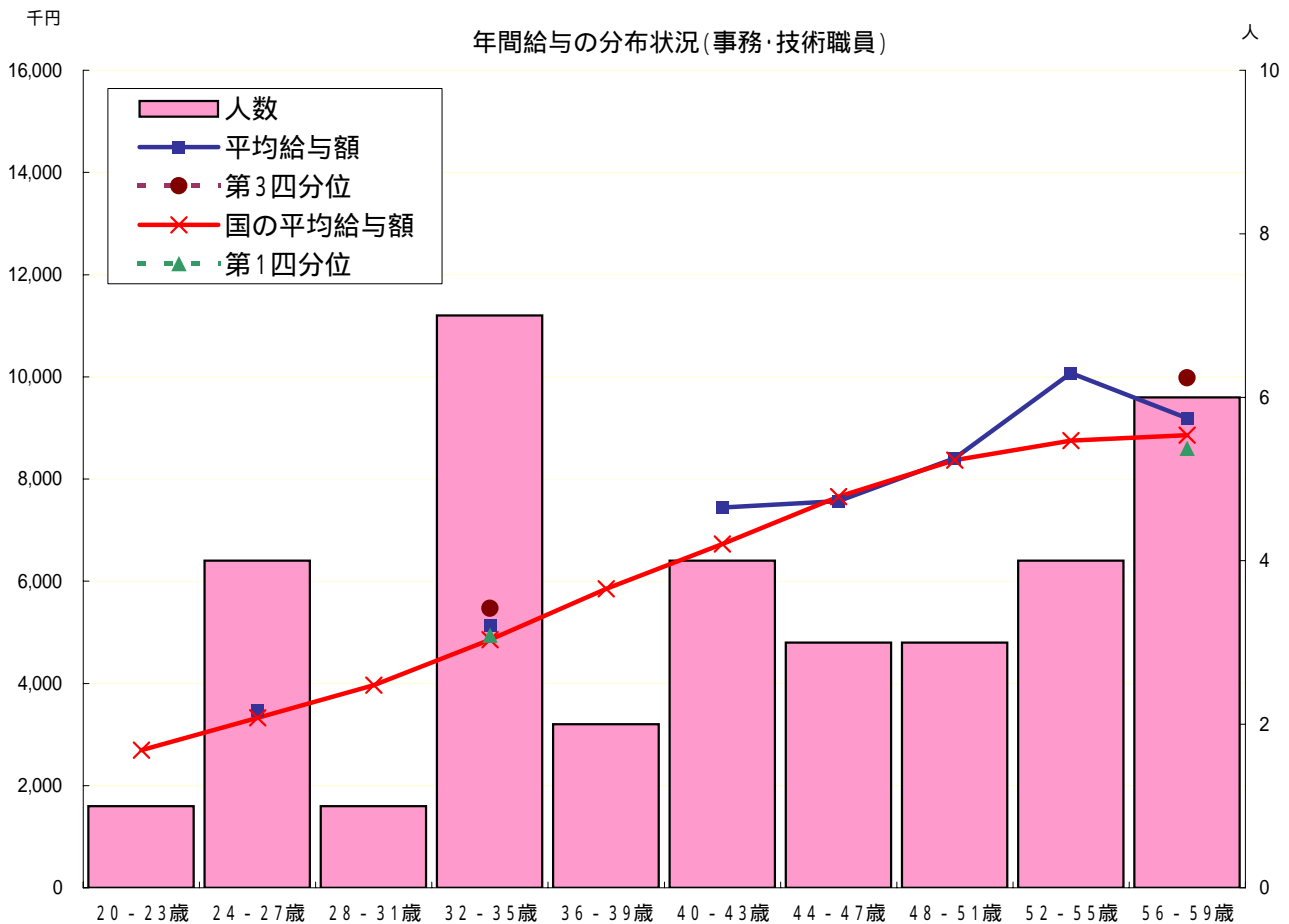
注:区分の常勤職員の職種の研究職種、医療職種、教育職種は、該当者がいないので省略した。

注:区分の在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員は、該当者がいないので省略した。

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:常勤職員の技術専門職員は、2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については、記載していない。

注:技術専門職員の業務は、自動車・作業用自動車運転業務である。



注:個人の情報が特定されるおそれがあることから、該当者が4人以下の年齢階層は第1・第3分位折れ線を、2人以下の年齢階層は平均給与額を示す点は、表示していない。

注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部部長	1	-	-	-	-	-	-
本部課長	7	51.1	8,446	8,705	8,981	-	-
本部課長補佐	2	-	-	-	-	-	-
本部係長	6	37.2	5,157	5,847	6,487	-	-
本部係員	7	27.8	3,098	3,558	4,006	-	-
地方課長	4	52.5	-	8,294	-	-	-
地方係長	6	38.3	5,471	5,999	7,032	-	-
研修所長	2	-	-	-	-	-	-

注:個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、代表的職位の該当者が4人以下の場合は第1・第3四分位を、2人以下の場合は平均年齢・四分位・平均額を記載していない。

職級別在職状況等(平成18年3月31日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	
標準的な職位		本部係員	本部係員	地方係員	本部係長 地方係長	本部係長 地方係長	
人員 (割合)	35 人	1 (2.9%) 人	4 (11.4%) 人	2 (5.7%) 人	2 (5.7%) 人	6 (17.1%) 人	
年齢(最高 ~最低)		- 歳	27~24 歳	- 歳	- 歳	37~34 歳	
所定内給 与年額(最高 ~最低)		- 千円	2,867~ 2,251 千円	- 千円	- 千円	4,248~ 3,701 千円	
年間給与 額(最高 ~最低)		- 千円	3,823~ 3,098 千円	- 千円	- 千円	5,820~ 5,157 千円	
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位		本部係長 地方係長	本部課長 本部課長補佐 地方課長	本部課長 研修所長	研修所長		本部部長
人員 (割合)		4 (11.4%) 人	7 (20.0%) 人	8 (22.9%) 人	0 (%) 人	0 (%) 人	1 (2.9%) 人
年齢(最高 ~最低)		44~41 歳	58~45 歳	59~41 歳	- 歳	- 歳	- 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		5,394~ 4,588 千円	6,717~ 5,544 千円	7,632~ 5,493 千円	- 千円	- 千円	- 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		7,462~ 6,487 千円	8,981~ 7,643 千円	10,466~ 7,664 千円	- 千円	- 千円	- 千円

注: 該当者が2名以下については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年齢(最高~最低)以下の事項については記載していない。

注: 10級については、該当する標準的な職位がないので記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 63.8	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 36.2	% 36.2
	最高~最低	% 42.9~31.7	% 41.0~30.8	% 41.9~31.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66	% 67.2	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34	% 32.8	% 33.4
	最高~最低	% 40.4~31.2	% 38.9~30.3	% 36.4~30.7

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

105.3

対他法人(事務・技術職員)

98.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 13年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 301,587	千円 316,597	千円 (%) 15,010 (4.7)	千円 (%) 34,075 (10.2)
退職手当支給額 (B)	千円 9,784	千円 60,917	千円 (%) 51,133 (83.9)	千円 (%) 52,262 (84.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 40,344	千円 35,769	千円 (%) 4,575 (12.8)	千円 (%) 3,060 (8.2)
福利厚生費 (D)	千円 51,167	千円 38,019	千円 (%) 13,148 (34.6)	千円 (%) 13,288 (35.1)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 402,882	千円 451,302	千円 (%) 48,420 (10.7)	千円 (%) 69,989 (14.8)

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額の対前年度比は 4.7%であり、要因は常勤理事を非常勤にしたことにより役員報酬の減少、常勤職員数の減少、役職員の俸給月額を引き下げ(0.3%)によるものである。

福利厚生費の対前年度比で34.6%増加したのは、災害補償費(14,248千円)含んでいるため。

最広義人件費は、上記の理由による給与、報酬等支給総額の減少及び退職手当の減少(83.9%)、非常勤役職員等給与の増加(12.8%)、福利厚生費の増加(34.6%)があり、最広義人件費は対前年度比 10.7%の減少となっている。

「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組

人件費については行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)をふまえ、平成18年度からの今後5年間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利厚生費)を除く。又、人事院勧告をふまえた給与改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与構造改革をふまえた給与体系の見直しを進める。

)中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革をふまえた見直しの方針

人件費については行政改革(平成17年12月24日閣議決定)をふまえ、今後5年間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利厚生費)を除く。又、人事院勧告をふまえた給与改定部分を除く。)の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革をふまえた給与体系の見直しを進める。

)上記)の進捗状況

a 基準年度の「給与、報酬等支給総額」は301,587千円である。

法人が必要と認める事項

特になし